

事 案 の 公 示

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に係る事業計画変更の事前届出書

近運自一公示第3号

令和7年6月16日

近 畿 運 輸 局

| 事案番号 | 件名 | 届出事業者名 | 休止又は廃止しようとする路線 (起点・終点) | 運 行 系 統 | 休止又は廃止の予定日 | 休止又は廃止を必要とする理由 |
|------|----|----------|---|---|-------------|--|
| 1 | 廃止 | 阪急バス株式会社 | 廃止しようとする路線 起点(1): 大阪府豊能郡豊能町牧西ノ谷4番地先(牧停留所) 終点(2): 大阪府豊能郡豊能町余野64-1番地先(木代口交差点) キロ程2.9km 起点(3): 大阪府豊能郡豊能町余野239の1番地先(切畑口交差点) 終点(4): 大阪府茨木市大字銭原602番地の1先(銭原停留所) キロ程4.8km | 東能勢線(阪急池田駅~栄町~絹延橋~吉田橋~久安寺~下止々呂美~上止々呂美~高山口~平野~余野(豊能町役場前)~妙見口~牧~妙見口~余野(東能勢中学校前)~希望ヶ丘二丁目~希望ヶ丘四丁目) 忍頂寺車作線(彩都西駅~彩都あかね3~庄之本~泉原~千提寺口~忍頂寺~銭原~法性寺前~余野(東能勢中学校前)) | 2025年12月31日 | 廃止を予定する運行系統については、バス利用は僅少な地域であることから、極めて利用が少ない区間は運行期日を限定した運行としていたが、昨今の運転士不足の状況を鑑みると、当該区間の輸送に輸送資源を投入する余力はなく、利用環境・利用状況が今後回復することも見込めないことから一部路線の廃止を実施する運びとなった。 |

【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①~④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送(輸送・監査、企画輸送・監査)部門まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の10日前までに通知いたします。

【参 考】

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヶ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条の第3項及び第4項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。